

標準委員会 システム安全専門部会 定期安全レビュー分科会
第10回 (P6Ph2SC10) 議事録 (案)

日 時： 2009年2月10日(火) 13:30 ～ 17:00

場 所： 仏教伝道センター 4階 「光」会議室

出席者： 平野主査 (JAEA), 成宮幹事 (関電), 上野委員 (MRI), 及川委員 (JAEA),
倉田 (大橋委員代理) (中部電), 奥田委員 (原電), 河井委員 (原技協), 小林委員 (JNES),
須之内委員 (保安院), 古橋委員 (東電), 前田委員 (保安院), 三浦委員 (JNES)

説明者： 石井 (JNES)

常時参加者： 鎌田 (赤間代理) (東北電), 石川 (JNES), 大家 (関電), 高木 (原技協),
石櫃 (中田代理) (北陸電), 萩原 (森下代理) (九電),
田中 (森脇代理) (中国電), 吉田 (四電)

オブザーバー： 桜本 (東電), 田辺 (東電), 吉田 (保安院) (敬称略)

配付資料

P6Ph2SC10-1 前回の議事録(案)

P6Ph2SC10-2 PSR 実施基準(改定案)

P6Ph2SC10-3 保安院、JNESからのコメントに対する対応(案)について

P6Ph2SC10-4 部会からのコメントに対する対応(案)について

参考資料

参考1 今後のスケジュール(案)

参考2 PSR 実施ガイドラインとPSR 実施基準(案)との対応関係

参考3 PSR 実施基準(改定案)新旧比較表

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数15名のうち12名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(2) 人事について

成宮幹事より、田畑委員(関電)の退任が報告された。また、仙石氏(関電)の委員推薦について報告され、出席委員の全員の賛成をもって分科会としてシステム安全専門部会へ推薦することが了承された。

(3) 前回議事録(案)の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC10-1 を使用して前回の議事録案の確認がなされ、議事録として了承された。

(4) 実施基準案について

議論するにあたり、平野主査より、本日の分科会では、主に保安院・JNES からのコメント対応と PSR 実施ガイドラインとの対応について審議を進めて基本的な合意を得るものとし、editorial なものについては、三役預かりとして、議論を進めることとした。

- a. 附属書 A の修正箇所について成宮幹事より説明がされた。また、続けて、本体 5 章及び附属書 C, D の修正箇所について古橋委員より説明がされ議論がなされた。
- ・ P19 の附属書 C3.2 において、改善活動の結果が複数の保安活動に表れるということは理解できるが、各保安活動の目的に沿って行われたのであれば、それに沿って評価されれば良いので、「合わせて評価してもよい」という表現は見直すこととした。
 - ・ 附属書 D 7.2 の例示において、「訓練への参加人数」などは適切でないので、「指摘事項のフォロー」などに見直すこととした。また、8 分野で表現などが統一できていないものも見られるので、合わせるように見直すこととした。
 - ・ P3 の 5.2.2 で「安全文化の醸成活動」については、他の保安活動とは別に「安全文化の要素」に沿って調査すると記載されているが、「安全文化の醸成活動」でも、目的に沿って調査・評価すること、組織・体制等の 4 つの視点は他の保安活動と共通であり、「安全文化の醸成活動」ではさらに、「安全文化の要素」に沿って調査する主旨で見直すこととした。
 - ・ P4 の 5.3.1 で①～③に評価の視点の項目を整理しているが、「実績指標」と「改善活動」を調査して評価することとしていることから、①～③の項目を「実績指標」と「改善活動」の評価の視点として整理しなおすこととした。また、関連して附属書 A.2 も見直すこととした。
 - ・ 附属書 D の各保安活動の有効性評価の項において「実績指標に着目して～適切性・有効性が確認できた。」という記載のものがあるが、保安活動の適切性・有効性が各々どのような観点で見れば評価できるかということを整理し、実績指標と改善活動を合わせてどのように総合的に判断するかとの主旨で表現を見直すこととした。
- b. 本体 6 章及び附属書 E の修正箇所について奥田委員より説明がされた。また、続けて、本体 8 章及び 9 章の修正箇所について成宮幹事より説明がされ議論がなされた。
- ・ P8 の 9.1 で実施責任者等の役割を定義しているが、現状で実施、確認、統括の 3 つしか規定していないこと、又レビューアーを規定する必要について議論され、現状の PSR の実態にあわせて役割を規定していることから現状のままとし、監査は(実態としては行われている) PSR のプロセスではないことから、規定せず、適用範囲に PSR が品質保証の一環と

して行われることを明記することで監査を事業者が自ら行うことも規定されることとした。

- ・「附属書 E.3 国内外の運転経験の調査対象」には IAEA の IRS も含めることとした。
- ・P2 の「4 実施計画の策定」での「役割分担」という言葉について、責任分担を明確にするためのものと、作業分担を明確にするためのものが混在しているので、整理して見直すこととした。
- ・P42 の附属書 E.1 の記述は分かりづらいので、単純にし、明確にすることを検討することとした。

(5) NISA「PSR 実施ガイドライン」と「PSR 実施基準 (案)」との対応について

成宮幹事より参考 2 を用いて「PSR 実施ガイドライン」と「PSR 実施基準 (案)」との対応について説明がされ議論がなされた。

a. 「2. 定期安全レビュー実施の意義」との対応

- ・「～最新のプラントと同等の高い水準～」の記載が規定ではない「まえがき」にしかないことについて議論されたが、上位規定のガイドラインで要求され、明確になっていることであり、この標準では具体的な方法論を規定していること、指摘の文は規定の背景にあたる内容なので、現状どおり附属書に記載することとした。

b. 「4. 原子炉施設における保安活動の実施状況の評価 (2)」との対応

- ・「3.1 保安活動」において、事業者の自主的な取り組みも含めることを追加することとした。

c. 「4. 原子炉施設における保安活動の実施状況の評価 (3)」との対応

- ・P5 のガイドライン(3)への対応について議論され、ガイドラインでの「適合状況」には、目的を明確化し、調査、評価することの全てが含まれることから、対応としては 5.1～5.3 とすることとした。

d. 「4. 原子炉施設における保安活動の実施状況の評価 (5)」との対応

- ・実績指標の選定にあたっては、目的の達成度を確認・評価できるように選定するという主旨で修文を検討することとした。

e. 「5. 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 (2)」との対応

- ・P11 のガイドライン(2)への対応は評価の対象とする保安活動について自主的取り組みを含めることを要求しているものなので、「3.1 保安活動」の内容に修正することとした。

f. 「6. 確率論的安全評価 (2)」との対応

- ・P14 のガイドライン(2)への対応として PSA における重要度解析についても本体に明確に規定

することとした。

g. 「7. 追加措置の品質保証計画への反映」 との対応

- ・ P15～16 の「8.2 有効な追加措置に係る実施計画の策定」は PSR のプロセスから品質保証のプロセスに持っていくことであり、本対比表の備考にその旨を記載することとした。また、8.2 での「具体的な計画」というものも意味合いが違ってくるので、「実施計画」に見直すこととした。

○ガイドラインとの対応について何かコメントがあれば 1 週間を目途にメールで連絡することとし、無ければ基本的に合意したこととすることとなった。

(5) 今後のスケジュールについて

- a. 本日の標準案に対するコメントを 2/20 締切りとし、2/23 から修正作業を行うこととした。略語集で PI、PC、LC0 等、追加が必要なものは対応する。
- b. 本標準は定期的に見直されるものであることから、大括りところで合意とすることとした。また、必要な場合は追補等で対応が可能であることが成宮幹事から説明された。

以 上